

第7回さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会

日時：令和6年11月12日（火）
午前10時から

次 第

1 開 会

2 議 題

花壇の管理について

3 その他

4 閉 会

(配布資料)

- ・ 次第
- ・ 名簿
- ・ 席次表
- ・ 運営支援協議会設置要綱
- ・ 資料 「市民花壇春の植え替え用花苗等配布について（通知）」

※花壇の管理（花壇の手入れ）について

毎月、第一・第三・第五水曜日の、9時半ごろから10時ごろの間に草取りを中心とした手入れを実施しています。

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会 委員名簿

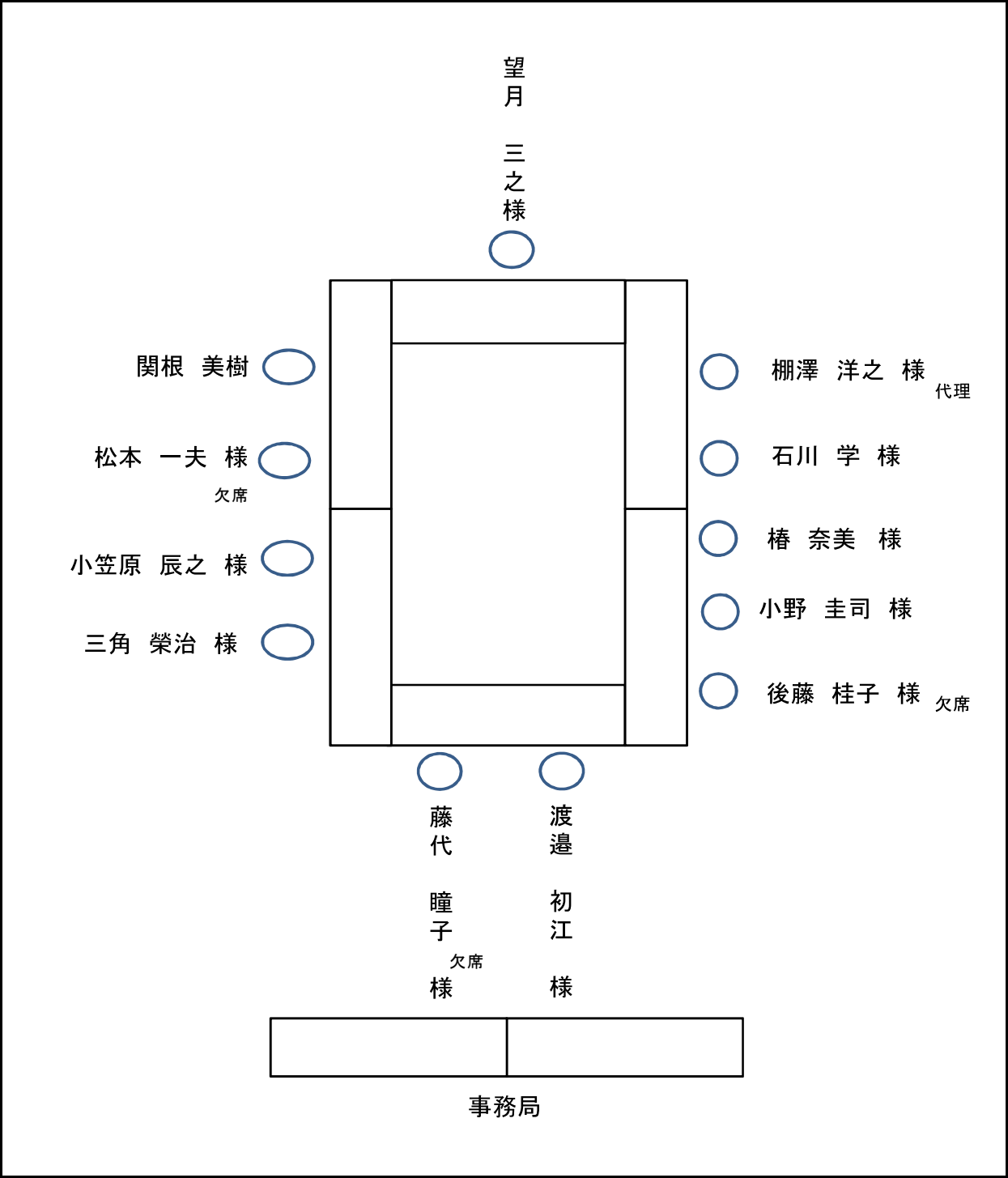
(任期: 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

項番	氏名	所属	役職
1	セキネ ミキ 関根 美樹	与野本町小学校PTA副会長	
2	モチヅキ ミツユキ 望月 三之	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会長	会長
3	マツモト カズオ 松本 一夫	花いっぱい運動推進会中央支部	職務代理
4	オガサワラ タツユキ 小笠原 辰之	大和町自治会	
5	ミスミ エイジ 三角 榮治	上峰自治会	
6	フジシロ トウ コ 藤代 瞳子	一般公募	
7	ワタナベ ハツエ 渡邊 初江	一般公募	
8	ゴトウ ケイコ 後藤 桂子	与野本町児童センター館長	
9	タケザワ ユキオ 竹澤 幸雄	さいたま市子育て支援課長	
10	イシカワ マナブ 石川 学	さいたま市幼児・放課後児童課長	
11	ツバキ ナミ 椿 奈美	さいたま市博物館長	
12	オノ ケイジ 小野 圭司	さいたま市与野本町小学校長	

事務局

項番	氏名	所属
1	森田 賢一	博物館館長補佐兼管理係長
2	野間 晴乃	博物館管理係主査
3	高橋 洸二	博物館管理係主任
5	棚澤 洋之	子育て支援課課長補佐兼支援係長
6	内野 明日香	子育て支援課支援係主事
7	兵働 正行	放課後児童課運営支援係長
8	森田 邦之	放課後児童課運営支援係主査
9	大井 要佑	放課後児童課運営支援係主事

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会 席次表



さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会設置要綱

(令和2年4月21日 財政部長決裁)

(趣旨)

第1条 さいたま市立与野本町小学校複合施設（以下「複合施設」という。）の運営に当たり、共用部の利用及び管理に必要な事項についての意見を聴取し、複合施設の運営へ反映することを目的に、さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 地域サロンの利用に関すること。
- (2) 憩いの庭の利用、花壇の管理に関すること。
- (3) その他共用部の利用に関して必要と認められる事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人程度をもって組織し、委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 自治会、市民団体その他の関係団体の関係者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 複合施設の運営に携わる民間事業者の役員又は職員
 - (4) 市職員
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、自ら協議会の会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子育て支援課、放課後児童課又は博物館が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【管理番号:05-16】

【団体名:与野本町小学校複合施設運営支援協議会】

都みみ第2118号

令和6年10月1日

さいたま市花いっぱい運動推進会
花壇活動団体 代表者 様

さいたま市みどり推進課長

市民花壇秋の植え替え用花苗等配布について(通知)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度秋季市民花壇の植替えにつきまして、花苗等の配布を下記のとおり行いますので、植替え作業を実施していただきますようお願いいたします。

なお、花苗単価の上昇により、配布する花苗の数量をご希望数の90%程度としております。皆さまのご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

また、植替え時に必要となるビニール袋45L(10枚)をお配りいたしますので、ご活用ください。

記

1 配布期間

令和6年11月6日(水)～11月26日(火)の期間でご検討ください。

2 納入業者

【業者名】 榊浦和植物園

【連絡先】 048-873-3015

【連絡可能時間】 9時～17時

【定休日】 毎週月曜日

★定休日は電話対応・花苗納品のいずれもお受けできません。

①上記業者に電話連絡の上、納品日時及び納入場所等を調整してください。

※電話の際は、本通知左上の「管理番号」及び「団体名」を教えてください。

②納入時間は「午前9時以降」でお願いします(土曜・日曜の納品も可能です)。

③花苗と併せて化成肥料を配布しますのでお受け取りください(指定花壇に納品)。化成肥料は、1団体につき1袋です。

④お受け取りの際は、数量の確認のため本通知を納入業者にご提示ください。

3 配布内容

花壇名	合計	パンジー	ピオラ	クリサンセム	葉ボタン	化成肥料
与野本町小学校複合 施設敷地内	93		37	37	19	袋

4 その他

・花苗納入時に、納入業者と花苗数を確認の上、納入伝票に確認サインをお願いします。

・納入伝票への確認サインは、必ずしも団体代表者である必要はありません。

・代表者の連絡先を納入業者にお伝えしますので、変更がある場合は速やかにみどり推進課へご報告ください。

【問い合わせ先】 さいたま市みどり推進課 総務・緑化推進係

TEL:829-1423 FAX:829-1979

メール:midori-suishin@city.saitama.lg.jp

担当:清水



さいたま市花いっぱい運動推進会
団体代表者 様

さいたま市みどり推進課長

【中央区】チューリップ球根・パーク堆肥等の配布について(通知)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、花いっぱい運動の推進に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、下記のとおりお受け取りいただきますようよろしくお願い
いたします。

記

1 配布日時及び配布場所

区名	配布日時	配布(納品)場所	階数
中央区	10月15日(火)14:00~15:00	中央区役所多目的室	2階

※作業負担軽減のため、代理受領を含め原則指定の日時にお受け取りください。

2 配布内容

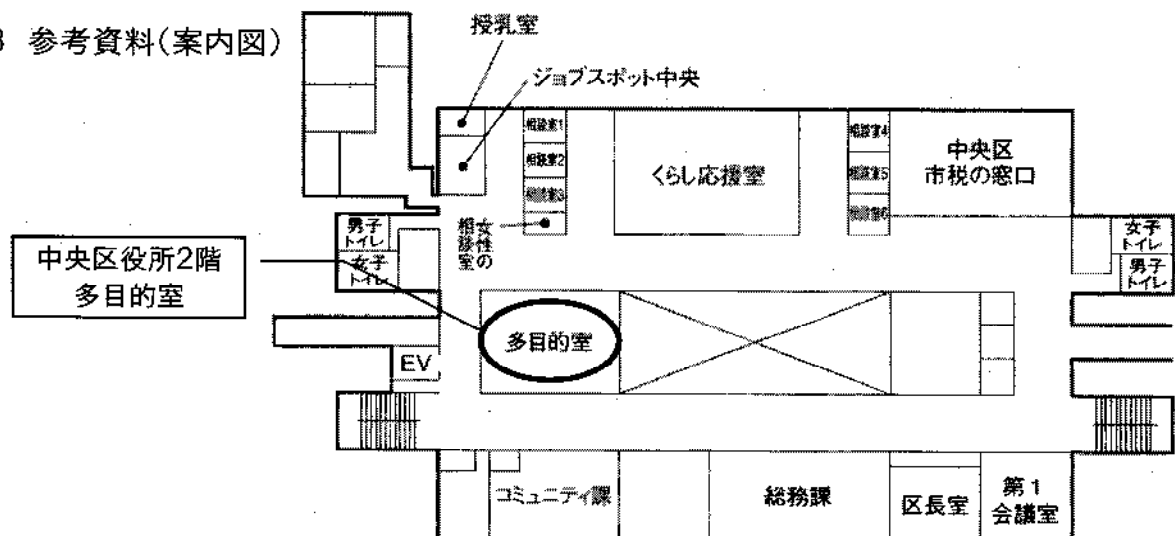
【団体名】 与野本町小学校複合施設運営支援協議会	
チューリップ球根(50球/袋:単色) ※色はみどり推進課で決定	2 袋
パーク堆肥(20ℓ/袋)	1 袋

※必要に応じて車両及び台車の用意をお願いします。

※今年度につきましては、原油価格の高騰等により球根等の単価が上昇しており、
例年より配布数が少ない場合がございますので、ご理解のほどよろしくお願い
いたします。

※お受け取りの際は、数量の確認のため本通知をご提示ください。

3 参考資料(案内図)



担 当:さいたま市みどり推進課総務・緑化推進係(清水)

電 話:048-829-1423 FAX:048-829-1979

E-mail:midori-suishin@city.saitama.lg.jp